

## お知らせ

### 合併処理浄化槽補助金制度についてお知らせします

一人が一日に出す汚濁量は、し尿で13g、雑排水（台所や風呂からの排水）で27gとされています。

し尿くみ取りのお宅なら、雑排水の27gがそのまま放流され、し尿のみを処理する単独処理浄化槽のお宅なら、し尿を処理した4gと雑排水の27gを合わせて31gの汚濁物質が公共水域に放流されています。

しかし、し尿と雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽は90%以上の除去率を發揮し、放流水にはし尿・雑排水合わせても4gの汚濁物質しか含まれません。

市では、この合併処理浄化槽の設置を推進し、設置費用の補助を行っています。また、合併処理浄化槽設置の際に単独処理浄化槽を撤去される方には、あわせて撤去費も補助されます。ご自身とご近所の住環境のため、また佐渡の自然環境のためにぜひ合併処理浄化槽の設置をお願いします。

#### 補助対象地域

下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業の認可区域外の地域

ただし、認可区域内であっても、

7年間供用開始ができないと見込まれる地域は対象となります。

#### 補助対象者

・住居の単独処理浄化槽・し尿くみ取り便槽を合併処理浄化槽に切り替え設置する方

・住居に新たに浄化槽を設置する方

・地域の集会場等で新たに浄化槽を設置する方

#### 補助対象額

- ・5人槽 35万2千円
- ・6～7人槽 44万1千円
- ・8～10人槽 58万8千円
- ・11人～20人槽 100万2千円
- ・単独処理浄化槽撤去費 9万円

※補助は予算の枠内で行っていますので、申請はお早めにお願います。

※申請等に当たっては、その他条件がありますので、国中地区は上下水道課、両津・相川地区は各支所、小木・羽茂・赤泊地区は羽茂支所の上下水道係へお問い合わせください。

#### 浄化槽の保守について

浄化槽は、微生物の力で汚水を浄化しますので、その能力を充分に發揮するためには、メンテナンスが欠かせません。そのため、浄化槽法では、4か月に1回以上の保守点検、年1回以上の清掃・くみ取り、年1回の法定水質検査を定めています（回数は全て家庭用の小型合併処理浄化槽の場合）。

特に、水質検査は、家庭からの放流水が住環境・自然環境に対して安

全かどうかを調べるためのものです。毎年欠かさずに必ず受検してください。

#### お問い合わせ

市役所上下水道課下水道維持管理係（浄化槽担当） ☎55-2222

### 毎月勤労統計調査特別調査を実施します

厚生労働省では、7月末現在で常用労働者を1から4人雇用する事業所（農林漁業・一般公務を除く）を対象に、賃金や労働時間、労働者数の動向を調べる「毎月勤労統計調査特別調査」を行います。調査データは統計を作るためのみに使用します。県知事が任命した統計調査員が対象事業所を訪問しますので、ご回答ください。お問い合わせします。

調査期間 7月下旬から8月末日

調査対象地域 相川一丁目、相川二丁目、相川一丁目浜町、相川二丁目浜町

#### お問い合わせ

新潟県総務管理部統計課生活統計班 ☎025-285-5511

職員人事異動（内は旧所属）

○6月30日付け退職

金切 あすか

（高齢福祉課すかやか両津看護師）

#### 日程の変更について

市報さどお知らせ版6月号7ページに掲載の「暮らしのカレンダー（7月）」で、相川地区「天領まつり綱引き大会」の日程が変更となりました。（変更後）7月15日（月・祝）（変更前）7月14日（日）

#### おわびと訂正

市報さど6月号17ページに掲載の「トキ野生復帰にむけて103」の寄付者 植村 本様のご住所を次のとおり訂正します。（正）神奈川県横浜市（誤）神奈川県横須賀市

## 有料広告

### 井戸水を飲用されている皆さんへ

- ◇井戸水を飲用するには、お使いになる方の責任で管理が必要です。
- ◇色、濁り、味、臭いに異常がないか毎日確認しましょう。
- ◇定期的（年1回以上）に水質検査を行いましょう。



【水質検査料金について】 ◇基準10項目 9,450円  
採水方法、検査項目、検査料金等は、お気軽にご相談ください。

【食品・浴槽水・検便等の検査も行っています。】



★朱鷺の住む佐渡の環境を守るお手伝いをしています  
（一財）新潟県環境衛生研究所 佐渡検査センター  
〒952-0302 佐渡市竹田1042番地10 Tel.0259-55-2819